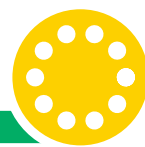




札幌市市民活動サポートセンターだより

しみさぽ

札幌市市民活動サポートセンターはNPOやボランティア活動などの市民活動を支援する拠点施設です。



ANNIVERSARY
2003.9~2018.6

創刊15年分の出会いにありがとう!
特定非営利活動促進法成立20年

- 特定非営利活動法人チェルノブイリへのかけはし
- 特定非営利活動法人北海道グリーンファンド
- 特定非営利活動法人旧小熊邸倶楽部



平成30年度編集ボランティアの皆さん

▶ みんなの市民活動相談

▶ この人にズームアップ

定森 光さん (特定非営利活動法人
北海道NPOサポートセンター)

▶ 市民活動団体紹介

holoholo / 特定非営利活動法人SSSスポーツクラブ/
特定非営利活動法人がんサーポート北海道/
サッポロ電子クラフト部 / 北海道農業ファシリテーター

▶ お知らせ

ほか



市民活動団体登録数
(5月末現在)

市民活動登録団体 … 1,845団体 男女共同参画活動団体 … 50団体 消費者活動団体 … 33団体 環境活動団体 … 44団体

**特定非営利活動法人
北海道グリーンファンド**

原発や温暖化のない社会を作るため、自然エネルギー、省エネルギーの普及拡大をめざし、グリーン電気料金制度によるグリーンファンド基金の管理運用や、再生可能な自然エネルギーによる「市民共同発電所」づくり等を行っている団体。

011-280-1870
office@h-greenfund.jp
http://www.h-greenfund.jp

顧問
杉山 さかゑさん



最初は何も食べ物や安全のため環境問題に取り組んでいましたが、チェルノブイリ原発事故で日本茶の放射線レベルが上がったことで、食卓のものと放射能が結びついたんです。

設立当時、阪神・淡路大震災を経験して任意団体の運動も社会的認知度を高める必要になってきたことから選んだのがNPO法人でした。市民中心のセクターを大きく広げることが社会のためになるという思いがあったので、NPO法人はその夢をひとつつ叶え

てくれるという期待がありました。この20年でボランティアに対する社会の目はずいぶん開かれていったと思います。市民風車を市民出資で建てる理由は、地域のお金を地元に戻していきたいから。自然エネルギーは役に立たないと言われる中、市民の取り組みからちゃんと人が使える電気を作り、事業として成り立つ実績を作ってきたことによって少しずつ人の考え方が変わり、自然エネルギーへの転換に理解が広がってきたと感じています。

私は最初から団体を「この仕事をしたから雇ってほしい」という人が来るようなNPOにしたいと思っていました。そのためには事業をきちんとやって、お給料を払って、他のNPOの見本になって。そういうNPOが増えることで社会が良くなっていくことが夢でした。今後は、もしかしら私たち自身が電力会社を作れるかもしれない。夢は大きくね。(笑)



小学生の風車見学の様子

特定非営利活動促進法

20年 成立

これまでもこれからも市民の手中にあるNPO

ときどき「日本でNPOが生まれてまだ20年なんだよね？」と訊かれます。そんなときは「日本におけるNPO法人の歴史は20年ですけれど、広義のNPO、すなわち自発的結社としての非営利組織の歴史はいわば有史以来です」と答えることにしています。

ときおり「いまや時代は社会起業家や社会企業。NPOとかもう流行らなくないませんか？」と決めつけてかかる方も。「あ、それはこの20年、僕たちフツの人々が公共の問題と関わること、選択肢が増えたこと」とした上で、「でも、これまでもこれからもNPO部門は、企業部門や政府部門と並ぶ、第三の重要な領域であり続けます」とキツバリと断言します。

NPO法が成立したから、チェルノブイリへのかけはしが、北海道グリーンファンドが、旧小熊邸倶楽部が立ち上がった訳ではありません。3つの団体がそれぞれ高く掲げ続けたミッションにやがて法人制度がやっとな追いついたのが20年前。「使い勝手」の良さを求めて、制度を不断に見直す権限と責任はこれまでもこれからも市民の手に委ねられている、というのが僕の理解です。(北海学園大学法学部教授、日本NPO学会前会長 樽見弘紀)

特定非営利活動促進法とは
特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度



一つ一つの歴史的建築物を丹念に見て考慮する

活動家が集まって勉強会がありまして、NPO法ができること

物を残したい人との対立の構図でした。相続税のこと、家族の争いのこと、財産分与のこと、建物の維持管理のこと、全部が整理できないと建物は残せないの、残したい人がなぜ残したいと言っているのか、その間を調整するということを誰もしなかったから、その調整役を自分がやろうと思ったんです。そして、それを仕事にしたかったんです。



旧小熊邸

※北海道文化遺産活用活性化実行委員会が認定する、北海道における歴史的地域資産の保存活用の専門家の資格。

私たちが法人格を取ったのは1999年の12月で法律施行後、ちょうど1年後なんです。当時、東京からNPO法を作りたい方たち、北海道からもNPO支援の初代メンバーや道内の活動家が集まって勉強会がありまして、NPO法ができること

年間、見ていたのです。私たちは、財産やプライベートに関する相談を受ける場所なので、やはり法人格を持っていることで信頼が得られるというのは大きかったです。

これからの、たくさんの方に挑戦したいと思っています。まずは、北海道内にヘリテージコーディネーター※という資格を広げたい。また、建築の歴史を勉強したい人が勉強できる建築アーカイブを持つ建築博物館を作りたい。そして、「何かを買うと、歴史的建築物が守られるような」建築保存基金を作りたい。これからの、まだまだやりたいことだらけです。

歴史的建築物の保存再生活用活動とこれから

北海道内の古い建物を残す時に、それまでは建物を所有するオーナーと建

**特定非営利活動法人
旧小熊邸倶楽部**

北海道内の歴史的建築物の保存再生活用を行っている団体。今までに手掛けた物件は700以上。所有者の財産の問題や相続の問題、家族の問題などさまざまな問題を整理しながら調整を図り、歴史的建築物という文化的な遺産を守っていく活動をしている。

090-3468-3741
hidemitouda@yahoo.co.jp

理事長 東田 秀美さん



**特定非営利活動法人
チェルノブイリへのかけはし**

原発事故にあった被災者を救援する団体。原発事故の汚染地域に住む子どもたちを招いてキャンプやホームステイなどの保養活動を行っているほか、原発事故の危険性を後世に伝える活動をしている。団体設立30年を迎え、かつて保養した子どもたちの成長記録も発行している。

011-511-3680
info@kakehashi.or.jp
http://www.kakehashi.or.jp

野呂 美加さん



**ずっと続いていく
原発事故災害被災者救援活動**

チェルノブイリ事故が1986年に起こってから、5年間ぐらいの旧ソ連時代は事故の情報がなくて、旧ソ連が崩壊すると情報が少しずつ出てきました。私たちの活動が始まったのがちょうどその頃、1992年。子育て中のお母さんたちが、汚染地域に子どもたちが住んでいることに、人として黙っていられたかったです。

NPO法ができて、団体の通帳が作れることと情報を電話帳に載せられるということにメリットを感じて、法人

格を取得しました。私たちの活動は法人格をとつてもあまり変わらなかったけれど、法律ができてボランティアに対する社会の意識は変わったと思います。

保養活動をしていて、日本に来た時は元気のなかったチェルノブイリの子どもたちが元気になっていくのを見るととても嬉しかったです。保養活動は今も東北の子どもを対象に続いています。先日、かつて保養を受け入れた里親たちでベラルーシを訪問して、子

どもたちが成長した姿を描いた成長記録集を作りました。それを寄付やバザーを出してくれた人たちへ送ったところ、「支援がちゃんと形になって想いが届いた」とみなさんとても喜んでくださいました。

この活動というのは私たちだけではなく、世界中で原発事故災害を救援しているわけですよ。そこに福島という問題が加わって、活動は、汚染地域に人が住んでいる限り、ずっと続いていく活動なのだと思います。



みんなで作戦会議

特定非営利活動法人 北海道NPO サポートセンター

さだ もり ひかる
定森 光さん

名古屋出身。北海道での大学生活後、故郷でサラリーマンとなるが、「北海道の人の温かさが忘れられず」2016年北海道NPOサポートセンターに。大学時代に商店街の活性化、会社員時代にはホームレス支援に取り組む。現在はNPO同士のネットワーク形成に力を入れている。



この人に ズームアップ

編集ボランティアスタッフが市民活動を支える“人”に
焦点を当てて取材するコーナーです。

今年は特定非営利活動促進法(NPO法)が成立して20年。
北海道NPOサポートセンターの定森光さんを訪ねて、
文字通り一から勉強してきました。

聞き手・イラスト:伊東 写真:七戸 記録:鈴木

◆NPO初心者としてお聞きします。
そもそもNPOとは何ですか？企業とは違うのですか？◆

NPOは「Non Profit Organization」の略称で一般には「非営利活動法人」と訳されています。企業が利益を株主などに分配するのに対し、NPOは自分たちの「次の活動」に生かします。これにより社会課題の解決、公益活動に取り組むことを目指しています。収入源としてNPOは社会課題を解決するということで寄付や会費を募るほか行政からの助成金や補助金、障害者福祉、介護などサービス事業を行うところもあります。でも、最近是一般企業の中にも社会課題の解決に取り組んでいることをアピールするところもありますから、私たちも「違いは何だろう」と考えてしまいます(苦笑)。

◆北海道NPOサポートセンターは「NPOを支援するNPO」、いわゆる中間支援団体なのですが、なぜ選んだのですか？◆

「ネットワーク」作りをやったかったというのが一番の理由ですね。一つの団体だけではやりきれないこともネットワークで解決することがあります。名古屋にいた時に私自身が生活困窮者支援をやっていたのですが、自分たちの団体だけでサポートするのは難しかったのが、いろんな人たちと連携して、さらには本人とも一緒になって取り組むことで、成果をあげることができました。そんな時、ネットワーク作りの

手伝いを北海道でできたらいいなというのがありました。

◆定森さんから見た「NPOの良さ」とは何ですか？◆

社会課題を解決する主体ではあるのですが、「それを誰がやるか」というところにNPOの存在意義があります。地域で何らかの問題があったときに、気付いた人自身が自らの問題だと思って取り組むことがNPO活動の大事なポイントだと思っています。自分たちがやっている活動が「公益性が高く社会の大きな問題なんだ」と訴えて、場合によっては行政に制度化を積極的に求めていくのもNPOの役割です。個人的には「居心地の良さ」もNPOのいいところだと思っています。家庭や会社とは違う「第三のコミュニティ」ですね。NPOで活動している人たちは上下関係にこだわらず思いを共有しています。そんなフラットな関係性が僕は大好きです。

◆最後にこれだけは伝えたいということ◆

今年はNPO法ができて20年です。私たちも記念イベントを計画しています。言葉としては知られてきたけれど、改めて「NPOって何？」と聞かれると、多くの人にはまだ伝わっていません。役割も変わりつつあります。20年を機に、改めて今だからこそNPOを見直したいので、第一線で頑張っている活動しているNPOの皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。

特定非営利活動法人 北海道NPO サポートセンター

北海道内のNPO法人の連携活動、NPO法人取得のサポート、NPO法人の情報化や人材育成、会計などの事務処理支援などを行っている中間支援団体。

☎ 011-200-0973
☎ 011-200-0974
🌐 <http://npd.dosanko.org/>
✉ info@hnpsc.net

伊東 なるほど。小さな事でも思い立ち、行動したときからNPOの活動は始まっているんですね。僕も何か始めてみたいと思いました。

今日はありがとうございました。



伊東 僕は障がいのある子どもたちのために絵本作っています。もし、これをテーマにしたNPOを立ち上げたいと思ったら、何から始めたらいいんでしょうか。

定森 私たちはそのように思っている市民の活動が、より活発になるようにサポートします。例えば、NPOを立ち上げたい方や、立ち上げた後に資金調達したい方などの相談に乗っています。近頃のメインの仕事は、東日本大震災で被災し福島から北海道に避難している方の相談事業や、中間支援として子どもの居場所づくりに取り組む団体のボランティア体験の説明会などに関わっていますね。大事なのは、組織としての「大きさ」じゃなくて、まずやってみる、やれば自然と仲間が増えてくるというのがNPO活動なんです。

インタビューを終えて



みんなの市民活動相談

最近寄せられた市民活動に関する相談をご紹介します。

Q 非営利型一般社団またはNPO法人を設立予定です。助成金の受けやすさで違いはありますか？

A どちらも非営利の法人となりますが、両者の違いには、事業の制約、役員数、団体設立までの期間、所轄庁の審査の有無、報告義務などがあります。それらを見比べると、一般社団の方が設立、運営などの面で制約は少なくなっています。助成金、補助金の中には法人格が応募条件とされるものもあります。しかし、審査される点はいくつか、企画の内容と団体の実施能力です。法人の形態そのもので差がつくものではありません。したがって、法人形態の選択は、事業内容や組織体制を元に決定すると考えるのが良いでしょう。

図書紹介



社会起業家のためのNPO・新公益法人Q&A
—仕組みの違いから優遇税制まで—

脇坂 誠也【著】

三和書籍

あなたが始めたい市民活動には、どんな組織形態がふさわしいのでしょうか？この本では、NPO法人と社団、財団の設立意義と要件、それらの違いを学び、合わせて営利型の会社との比較も行い、市民活動の存在意義にも触れます。団体の設立趣旨や運営体制を元に、自分たちの組織作りを考える糸口を与えてくれる良書です。

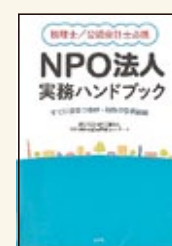


市民活動相談員

三浦 博志さん

(さっぽろパブリックサポートネットワーク)

税理士/公認会計士必携
NPO法人
実務ハンドブック
—すぐに役立つ会計・税務の事例解説—



NPO会計税務専門家
ネットワーク【著】

清文社

少し専門的ですが、詳しくNPO法人の税務会計のことを勉強したいなら必読の本です。NPO法人とはどういうものなのかということから、税務会計の詳細な事例までを解説してくれます。右記の特定非営利活動に係る事業の課税についても詳細に説明してあります。

文責

札幌市市民活動サポートセンター

Q NPO法人なのに税金が発生するのはなぜですか？

A NPO法人の事業は、法律で定められている20の特定非営利活動に係る事業とそれ以外のその他の事業に分かれています。これらは定款で定められているのですが、この特定非営利活動に係る事業を行っている場合、税法上の収益事業である場合、課税されることになります。たとえば、法人税であれば、特定非営利活動に係る事業であっても、収益事業に該当すれば法人税が課税されますし、その他の事業であっても収益事業でなければ法人税は課税されないということになります。たとえば、特定非営利活動に係る事業であっても税法上の課税事業であることがあるので、それぞれ事業について、課税されるかどうかその都度、確認が必要です。

図書紹介

解説
特定非営利活動法人制度

特定非営利活動
法人制度研究会【編】

商事法務



NPO法人制度、認定NPO法人制度等を、設立から管理・運営、合併等に至るまで、Q&A方式で解説されています。NPO法の制定過程等を踏まえながら、NPO法人についての基本的な制度を学ぶことができます。

法律相談員

今野 佑一郎さん

(NPOのための弁護士ネットワーク 弁護士)



Q 任意団体からNPO法人になるメリットを教えてください。

A 法人格を持つことで、団体は、法人の名の下に取引等を行うことができ、団体への社会の信頼が高まる点は、NPO法人のメリットといえます。弁護士との相談業務等でも、寄付や遺言(遺贈)に際して、法人格のあるNPO法人が選択肢になることが多いです。

また、NPO法人制度では、様々な情報開示の規定が設けられています。そのため、NPO法人となると、事業報告書等の作成が必要になります。これも、団体の活動目的を組織として確認する重要なものといえ、団体自身の社会的な信頼を高めるものとなっていきます。団体の対外的な信頼を確保し、対内的な組織の基盤強化のためにも、団体の組織運営を(認定)NPO法人制度、NPO法の観点から見直してみることが大切です。

図書紹介

このコーナーで紹介した図書は、札幌エルプラザ公共4施設1階の情報センターで借りることができます。

市民活動団体紹介

札幌市市民活動サポートセンター登録団体をご紹介します。
このコーナーは編集ボランティアスタッフが担当しています。



スマホで操作するUFOキャッチャー

<https://goo.gl/lwZg1o>

<https://sapporo-elec.com>

※HPのお問い合わせフォームまたはFacebookのメッセージよりご連絡ください

ものづくりをしたいが時間がない、作り方がわからない、工具がない……。そんな悩みが解消され、楽しみながら取り組める「大人の部活」が、サッポロ電子クラフト部です。「CreativeLounge SHARE」(ものづくりでお仕事する人のシェアオフィス&コワーキングスペース)に集う方々の間から2015年に発足しました。活動の魅力は、メンバーそれぞれの得意分野で、互いに技術を教え合えることです。そのため、初心者でも一から教わることもできます。交流の中で直接疑問点の解決や情報交換ができ、新たなアイデアが生まれ、作る楽しみが広がります。ここで得た技術を子どもに伝授し、親子の触れ合いの時間が増えたお父さんもいます。また、イベントに出展するという目標がモチベーションになって、作品が完成形に至り、達成感を得ることが出来ます。イベントはものづくりを市民に身近に感じてもらう機会になっています。今年の北大祭でも、メンバーのアイデアと技術が結集したユニークな作品が多数展示されました。皆さんの眠っている創造性が開花するかも知れませんよ。ただ今部員募集中。まずは見学から、お気軽にどうぞ。

山田

サッポロ電子クラフト部



スタッフが手にしているのはholoholoの紹介リーフレットと新聞に掲載された「加害者プログラム」の記事です

peer.holoholo@gmail.com (事務局)

holoholo.hvlab.org/

ドメスティックバイオレンス(DV)やモラルハラスメントで傷ついた女性の心の回復を目指す活動をしている団体です。DVなどの暴力(身体的・性的・精神的・経済的)は、加害者が配偶者や恋人など親密な関係にある人なので、被害者に深刻なダメージを与えます。さまざまな考えや事情により解決するのが難しく、長期間ひとり苦しみでいる被害者が多いのが現状です。そこで2011年、被害者の女性だけで集まり、傷つきや体験を話し聴き合う会が始まりました。安全な場所でも月に1〜2回、ゆっくりと自分に向き合い、自尊心を取り戻していくのがねらいです。次に、暴力の本質を学ぶことでその影響から回復し、自分らしく生きられるよう「心のケアとサポート講座(全12回)」が開講されました。さらにDV被害を拡大させないための「加害者プログラム」や専門の研修を受けたスタッフによる個別の相談も行っています。DVやモラルハラスメントで生きづらさを抱えている人は、ホームページを見てみませんか。つらい日常を変えていくヒントがあるかも知れません。

伊藤

holoholo DV心のケア ホロホロ



カレーを作るウスマン夫妻

hokkaidoaf1@gmail.com

(ムハマド・ウスマン)

<https://www.facebook.com/hokkaidoaf1>

この会は北海道農業を支援し、北海道ブランドを推進する目的で作られました。会の代表は北海道大学大学院博士課程で宇宙測地学研究室に所属するパキスタン国費留学生のムハマド・ウスマンさんです。そもそもウスマンさんの実家が先祖代々農業を営んでいるため、農業問題に強い関心を持っていたことが会を立ち上げる契機になりました。働き口が少ないパキスタンから見ると、日本の農業の担い手不足に少なからず驚いたそうです。日本とパキスタンが協力して双方のギャップを埋める可能性を探ってきました。札幌の高校生を対象に農業に関するアンケートを行い、また「Aさっぽろ」と共同で学生対象の農業に関するセミナーを実施しました。農業に関する理解を深めるには食を媒介にするのが効果的と、北海道の食材を使いパキスタンのスパイスを使った料理教室を開催しています。

神山

北海道農業ファシリテーター



toto・BIGの助成金を活用して造られた施設での集合写真。施設整備の経緯がまとめられた本もAmazonで販売されている。

011-747-1155 (事務局)

<http://sss-sports.org/npo/>

1979年からサッカー事業を開始し、その後フットサルやバドミントン、ピンポン、フィットネスなど多様なスポーツを通じて子どもたちの心身の成長を図っている団体です。グラウンドや河川敷のクリーンアップ活動や地域の子どもの対象とした多世代スポーツ交流イベントを展開し、子どもがスポーツの技術だけではなく社会性も身につけ、人として成長できる環境づくりをしています。代表理事の岩越さんは「子どもたちが将来に向けて進んでいける自主性を育むことも目指しています」と笑顔で話してくれました。また、多世代、多志向、多様なレベルに合わせられるよう、複数チームの運営や、各種コースを充実させ、現在約600人で活動しています。

西

特定非営利活動法人 SSSスポーツクラブ



第49号の感想・ご意見

おかげさまで「みんなのしみサポ」も第50号の発行となりました。皆さまからの貴重なご感想・ご意見をいただきながら、より良い情報誌を目指して取り組んでいます。今号もいくつかご意見をご紹介します。

- 表紙や見出しがカラフルで内容がわかりやすいです。
- 「この人にズームアップ」「みんなの市民活動相談」の部分が(デザインが毎回同じなので)、継続して読んでいる人にはわかりやすい。
- 写真がたくさん使われているので見やすい。
- 市民活動団体など、今注目したい内容がわかりやすい。

アンケートにご協力ください

<https://jp.surveymonkey.com/r/PW6HLT>

『みんなのしみサポ』では、読者の皆さまから、感想やご意見をお伺いするためのアンケート調査を行っています。または下記のWEBアンケートフォームより、どなたでもご回答いただけます。今後の誌面作成の参考とさせていただきますので、ぜひ、率直なご意見、ご感想をお寄せください。



『みんなのしみサポ』編集ボランティア活動の様子

新メンバーの七戸です。取材や会議を通して多くの方と知り合うことができました！

『みんなのしみサポ』は編集ボランティアスタッフと札幌市市民活動サポートセンター職員が協力して作成しています。



がん体験を生かした「語り手」を目指す養成講座

070-5286-2731(事務局)

info@cancersupport.jp

がんは、日本人の2人に1人がかかるといわれている「国民病」です。いざ自分がその身になってみると、戸惑いや不安が広がります。そんな時、同じ病の「先輩」である友人、知人の言葉は大きな支えになります。キャンサーサポート北海道は、そうした声をあげる人を「語り手」として支え、がんに対する正しい知識と理解を広めていく活動を目指し2014年に発足しました。2017年度からは札幌市がん経験者派遣体制構築事業の補助団体として3年で計100人の語り手を養成する講座を開いています。がん体験者同士が思いを語り合うピアサポート研修会や乳がんパッド「しずくパッド」の製造・販売など患者、家族、医療や心理の関係者、メディア関係者、支援者など多様な人々が交流する場として、お互いに役立つ喜び、成長を感じて活動しています。大島寿美子理事長は「日常活動の参加はもちろん、企業に勤める専門家が各自の技能を生かすプロボノを含めたボランティアを募集しています。気軽にご連絡を」と呼びかけています。

鈴木

特定非営利活動法人 キャンサーサポート北海道



お知らせ information

所轄庁（札幌市）から

事業報告書の提出を忘れていませんか？

特定非営利活動法人は、NPO法の規定により、**毎事業年度初めの3カ月以内に**、前事業年度に係る事業報告書等の書類を所轄庁に提出しなければならないこととされておりますので、ご注意ください。
※市民活動サポートセンターでも事業報告書の取次をしております。

NPO法の改正により、平成30年10月1日以降、毎年、貸借対照表の公告が義務付けられます！

このに伴い、NPO法人の定款に定める「公告の方法」について変更する場合は、平成30年9月30日までに総会で定款変更の議決を行い、その後、遅滞なく所轄庁へ定款変更届出書等をご提出ください。

【お問い合わせ先】

☎ 060-8611
札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市市民活動促進担当課
☎ 011-211-2964
✉ shimin-support@city.sapporo.jp

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

🌐 <http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/index-1.html>

市民活動サポートセンターから

相談窓口

市民活動相談

活動経験豊富な「さっぽろパブリックサポートネットワーク」のメンバーが相談をお受けします。

相談日時
毎週火・水・金曜日 15:00～17:15
第1・2木曜日 16:45～19:00
(相談時間 1回40分程度) ※祝日休

会 場：札幌市市民活動サポートセンター相談窓口

税務・会計相談

北海道税理士会所属の税理士が法人会計等の相談に無料でお答えします。

相談日時
7月 9日(月) 18:00～20:00
8月20日(月) 15:00～17:00
10月15日(月) 15:00～17:00
10月27日(土) 9:30～11:30
(相談時間 1回45分程度)

※「税務・会計相談」「法律相談」は完全事前予約制です。予約は相談日の前週月曜日までにお願いします。

法律相談

「NPOのための弁護士ネットワーク」の弁護士が市民活動団体・NPO法人運営に関する法律のご相談に無料でお答えします。

相談日時
7月2日 15:00～17:00
8月6日 18:00～20:00
9月3日 15:00～17:00
10月1日 15:00～17:00
(相談時間 1回45分程度)

すべて月曜日

NPOマネジメント講座（基礎編）

『磨こう！発信力～広報の“キホン”から活用まで～』

申込期間 ～受付中

市民活動をする上でみなさんの想いを発信する“広報”の課題にチラシやSNSを使った効果的な発信方法を実践的に学ぶ講座です。

日 時：平成30年7月13日（金）19:00～21:00
会 場：札幌エルプラザ公共4施設2階 会議室3・4

講 師：臼井 栄三さん（北海道教育大学岩見沢校非常勤講師、マーケティングプランナー）

対象・定員：市民活動に取り組む団体・個人の方で、広報や活動PRについて実践的に学びたい方 20人（先着順）

受講料：800円

NPOマネジメント講座（基礎編）

『磨こう！発信力～想いを伝えるプレゼンテーション～』

申込期間 平成30年7月11日(水)～

それぞれの団体のPRに必要なこと、自分たちの団体の「思い」が伝わる効果的なプレゼンテーションとはどのようなものかを学ぶ講座です。

日 時：平成30年8月24日（金）19:00～21:00
会 場：札幌エルプラザ公共4施設2階 会議室3・4

講 師：臼井 栄三さん（北海道教育大学岩見沢校非常勤講師、マーケティングプランナー）

対象・定員：市民活動に取り組む団体・個人の方で、広報や活動PRについて実践的に学びたい方 20人（先着順）

受講料：800円

しみさぼマルシェ

市民活動団体による物販や体験、小箱ショップなど、団体の希望する形態の出展で成果発表や活動PRを行います。ぜひお立ち寄りください！

日 時：①平成30年8月4日（土）・5日（日）10:00～13:00
②平成30年9月8日（土）10:00～15:00
③平成31年2月3日（日）11:00～18:00

会 場：①・②札幌エルプラザ南側正面玄関前
※雨天の場合、1階エントランス
③札幌エルプラザ1階情報センター

月イチ交流サロン～しみサポつながるカフェ～

申込期間 当日まで

月イチ交流サロンとは、毎月10日に行う市民活動団体を対象とした団体同士の交流や情報交換の機会の場です。職員がファシリテーターとなり、具体的な課題の共有も行える場としています。

日 時：毎月10日 13:00～15:00
会 場：札幌エルプラザ公共4施設2階 打ち合わせコーナー
受講料：100円（お茶代）

私たちが
しみサポです！

札幌市市民活動サポートセンターでは、市民活動に関する研修や交流の事業をはじめ、助成金情報や団体のイベント情報の収集と発信などの活動支援を行っています。



札幌市市民活動サポートセンター

（指定管理者：公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会）

☎ 060-0808 札幌市北区北8条西3丁目
札幌エルプラザ公共4施設2階

☎ (011)728-5888 📠 (011)728-7280

アクセス：JR札幌駅北口より徒歩3分
(札幌駅北口地下歩道12番出口横から直通)



🌐 <http://www.shimin.sl-plaza.jp>
f <https://www.facebook.com/shimin.sl.plaza>

